

27宗総第739号
平成28年2月17日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小田 英俊 様

宗像市長 谷井 博美
(総務部総務課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成28年2月5日付27宗監第201号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（総務課）

定期監査実施日：平成27年2月6日

監査対象年度：平成26年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）住民情報システムに関する事蹟について 次の業務に係る契約手続きを改善されたい。</p> <p>ア 住民情報システム保守料について 本件業務については、業務内容が前年度と同一であることを理由に、平成25年度の契約時点の見積書を基に平成25年度の契約金額と同額で業務の設計を行い、それに基づき設定した予定価格、徴取した見積りの結果及び契約金額の全てが同額である。</p> <p>イ システムエンジニア派遣委託料に関する事蹟について 日常的なシステム運用・管理を目的とした本件業務の設計において、前年度の契約金額と市場調査に基づく技術者単価を比較した結果、市場価格よりも前年度の契約金額の方が安価であるとして前年度の契約金額を設計金額としているが、比較に用いた技術者単価を見たところ、本件の業務内容により近いと思われるシステム運用業務もしくはシステム管理業務の技術者単価ではなく、それより単価の高いソフトウェアの開発業務の技術者単価を採用し、さらに、その中からシステムエンジニアより上位職のプロジェクトマネージャの単価を組み入れている。また、その理由を住民情報システムは業者が開発したパッケージシステムではなく、市独自のカスタ</p>	<p>（1）住民情報システムに関する事蹟について</p> <p>ア 住民情報システム保守料について 住民情報システムは平成26年10月にシステムを更新し保守業務委託を契約変更しました。平成27年度契約時では仕様書の変更はなかったが、予定価格は参考見積書を徴取し設定しました。</p> <p>イ システムエンジニア派遣委託料に関する事蹟について 平成27年度設計金額は、委託業務の実態に則して、システム運用技術者の料金単価、平成26年1年間のSE作業の実績時間をもとに設定を行いました。</p>

マイズが多数あること、市場調査の基準労働時間より本件業務において見込まれる労働時間が長いことの2点を挙げているが、この理由と採用した市場調査に基づく技術者単価が整合しているとは認められない。

(2) パソコンのリース契約について

今年度に導入した120台のパソコンについては5年間のリース契約としているが、契約内容に保守業務が含まれていないので、リース契約ではなく一括購入の方が経費を削減できたと思われるので、機器の調達方法について検討されたい。

(3) 市長・市議補欠選挙関係書に関する事蹟について

次の点について、書類受領時の確認を徹底するとともに事務処理を適正に行われたい。

ア 「選挙立会人となるべき者の届出書」において、選挙立会人となるべき者の生年月日を誤っているものがあるが、そのまま受領している。

イ 選挙運動費用収支報告書において、選挙用ポスターの作製に係る領収書の写しが添付されていないもの、作成したポスターの費用の一部に対する領収書しか添付されていないもの

(2) パソコンのリース契約について

業務用パソコンの調達は、毎年一定数量を計画的に更新する場合は一括購入の経費削減がメリットになります。一方、セキュリティ対策など新たな要因により調達台数が各年度でバラツキが生じる場合はリースによる経費の平準化が必要と考えます。

平成27年度は、セキュリティ確保のためWindows XP 端末の入れ替えを前倒しし300台を調達するため、経費平準化を優先してリース契約を行いました。

(3) 市長・市議補欠選挙関係書に関する事蹟について

ご指摘以降、事務処理を適正に行うために、受領した書類については複数の職員による確認を徹底しています。

ア 平成27年4月に執行した福岡県議会議員一般選挙（無投票）においては、地方書記室として受領した「選挙立会人となるべき者の届出書」及びポスター作製に係る書類等について、複数の職員で確認のうえ、福岡県選挙管理委員会へ送付しました。

イ 平成27年4月に執行した福岡県議会議員一般選挙においては、地方書記室として受領した選挙公営書類について、福岡県選挙管理委員会によるチェック表に基づき確認を行い、

があり、また、選挙費用の公費負担分の請求に係る請求関係書類「宗像市長選挙・宗像市議会議員補欠選挙 公費負担関係書類」においても、選挙用ポスターの作製に係る領収書の写しが添付されていないもの、添付された納品書に作成費用の金額が記載されていないものがある。

(4) 宗像市長選挙及び宗像市議会議員補欠選挙に係るポスター掲示板の設置、管理、撤去業務に関する事蹟について

本件業務の契約日は平成26年4月4日で、契約日が年度の初日ではないが、平成25年度中に見積依頼を起案しており、年度の初日に契約する必要がある場合に特例として認められた方法で契約手続きを行っているので、事務処理を適正に行われたい。

(5) 選挙公報印刷費に関する事蹟について

業務の予定価格が30万円を超えており、宗像市事務決裁規程において、業務に係る決裁権者は総務部長と定められているが、業務に係る起工伺を総務課長が決裁して契約しているので、事務処理を適正に行われたい。

(6) 宗像市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する事蹟について

委員会の会議録について、委員が会議録の内容を確認しているかが不明である。また、委員会から宗像市長に宛てた2件の答申において、答申内容の決定と発信に係る起案と決裁の事蹟がないので、事務処理を適正に行われたい。

同選管へ送付しました。

(4) 宗像市長選挙及び宗像市議会議員補欠選挙に係るポスター掲示板の設置、管理、撤去業務に関する事蹟について

ご指摘以後、契約一連の業務については、契約事務規則及び契約事務の手引きに基づき事務処理を適正に行うため、係内で確認を徹底しています。

(5) 選挙公報印刷費に関する事蹟について

ご指摘以後、宗像市事務決裁規程に基づき事務処理を適正に行うため、係内で確認を徹底しています。

(6) 宗像市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する事蹟について

委員会の会議録について、全委員に前回会議録の確認をしたうえで、委員長及び会議録確認委員(委員長以外に1人指名)により会議録に確認印を押印するようにしました。また、答申書については、委員会で確認のうえ、事務局で起案、決裁を行っていま

<p>(7) 宗像市情報公開・個人情報保護制度運営審議会に関する事蹟について</p> <p>「宗像市個人情報保護条例に係る意見書」の内容の決定と発信に係る起案と決裁の事蹟がないので、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>(8) 宗像市情報化推進会議に関する事蹟について</p> <p>宗像市情報化推進会議において発信する文書に「宗像市情報化推進会議の長」の印を押印する際の手続きが明確ではないので、事務手続き処理を適正に行われたい。</p> <p>(9) 宗像市公文書電子化業務委託に関する事蹟について</p> <p>業務の完了を報告した完成届はつづられているが、完成検査調書と完成承認通知がつづられていないので、事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>す。</p> <p>(7) 宗像市情報公開・個人情報保護制度運営審議会に関する事蹟について</p> <p>意見書については、会長に確認のうえ、事務局で起案、決裁を行っています。</p> <p>(8) 宗像市情報化推進会議に関する事蹟について</p> <p>同会議の文書管理に関して、宗像市情報化推進会議文書収発管理簿を整備、運用することにしました。公印使用は、同管理簿で委員長の承認を得ることとし、実務上はメール等で委員長に確認し、会議事前打合せの際に押印いただくことにしました。</p> <p>(9) 宗像市公文書電子化業務委託に関する事蹟について</p> <p>ご指摘以後、契約一連の業務については、契約事務規則及び契約事務の手引きに基づき事務処理を適正に行うため、係内で確認を徹底しています。</p>
--	--